

---

# 「児童虐待」という問題に配置される「子ども」

—毎日新聞『殺さないで—児童虐待という犯罪—』を素材にして—

岩川幸治

---

本稿では、児童虐待が「社会問題」として同定される過程を描き出し、どのように「子ども」が配置されるのかを探ることを目的とする。分析対象として「児童虐待」に関する特集が組まれた新聞記事を取り上げ、いかに「児童虐待」が語られ、「問題」として理解されるのかを考察することによって目的への接近を試みたい。その際、「クレーム申し立て活動」と「社会問題のカテゴリー」という概念に注目して、考察を進める。

虐待が「問題」であるという状態の生成は、クレームが申し立てられることによって行われる。クレームの申し立てが成功するかどうかは、クレームの受け手と「問題」を共有することができるかどうかにかかってくる。そのためにクレームの語り手は、まず、虐待の「現実」の輪郭を明確にし、「現実」の残酷さを際立たせる。次に、クレームの受け手の道徳的感情を喚起し、「現実」の共有が試みられる。「現実」が共有されると、共有された「現実」は、解決しなければならない「問題」として提示され、「問題」の「被害者」の当事者として「子ども」を配置するための作業が行われるのである。「問題」の「被害者」という当事者の地位を獲得した「子ども」は、「被害者」の対極に存在する「加害者」との関係再編に組み込まれることによって、「被害者」からの脱却が図られる。ただし、解決途上にある虐待という「問題」の「解決」に向けて、虐待という「問題」は提示され続け、「被害者」である「子ども」の地位は揺るぎないものとされる。

キーワード：児童虐待、クレーム申し立て、社会問題、子ども

## 1. はじめに

われわれの関心の対象として「子ども」が浮かびあがってくる。それは、「子ども」をめぐる「問題」が語られる時だと考えられる。虐待、犯罪など、子どもをめぐる様々な言説が新聞やテレビなどを通じて取り上げられるたびに、子どもが置かれている現状が問題として語られ、その問題点は克明に描かれ、困難な状況を打破するための解決策・予防措置が講じられる。そこでは、「子ども」が問題の被害者という地位を獲得し、子どもにとってより良い状況を作り出すための方法が試みられる。この一連の流れを通じて、子どもに「価値」が付与され、われわれが子どもとの関係を築くための手立てが模索されることになるのである。

このように、「子ども」をめぐる「問題」が社会的な規模のもとで主張される時、われわれの「子

ども」への関心の度合いは、ますます高まっていくと思われる。本稿では、この点に注目し、「子ども」をめぐる「問題」の主張において、「子ども」がいかにして「問題」の中で浮上するのかを探ることを目的とする。具体例として虐待を取り上げ、虐待がいかにか「問題」として同定されるのか、そこでの問題の語られ方をみながら、「問題」の構成過程における「子ども」の配置のされ方を検討したい。このことは、子どもの被構築性を洗い出し、いかなる形でわれわれが子どもとの関係を構築しようとしているのか、を考える手がかりとなるのではないかと思われる。

## 2. 社会問題としての「児童虐待」の構築

社会問題としての「虐待」に注目するにあたって、なぜ「虐待」が社会問題となるのかを考えなければならぬ。「虐待」が「問題」として顕在化するのには、虐待が人びとによって定義され、意味づけられる時である。つまり、何か「問題とされる状態」が存在するためには、「今起こっている現実」の理解を出発点とし、語られた「現実」が複数の人びと・グループで共有され、われわれの前に、「問題とされる現実」が構成されなければならない。「今起こっている現実」が理解されることによって、「問題とされる状態」は浮かびあがり、初めて何かを「問題」として提示することができるのである。このように考えると、「現実」を理解し、その「現実」から見えてくる「問題とされる状態」を訴えるためには、「問題」を語る語り手と、その受け手の存在が必要になってくる。「問題」の語り手とその受け手とのやり取りによって、「問題とされる状態」は形作られ、認識されていく。このやり取りを成立させ、「問題とされる状態」を構成するには、「問題」の語り手が「問題とされる現実」に対して異議を訴え、その受け手が「問題」であると受け止めるために必要な手続きを踏まなければならない。この手続きを踏むために必要とされる過程が順次示され、それらが組み合わさり「一続きの糸」(中河 1993)となることによって、初めて虐待は「問題とされる状態」として浮かびあがるのである。この「問題とされる状態」の「認知度」や「重大さ」が増大することによって、「虐待」は「社会問題」として多くの人びとに共有される可能性が高くなるであろう。

以上のことから、「社会問題」は人びとのやりとりによって同定されるといえる。では、「社会問題」を決定づける指標としてどのようなものがあるだろうか。指標の一つ目として「クレーム申し立て活動」を挙げることができる。「クレーム申し立て」とは、「ある活動主体から他のものに向けての、ある想定された状態について何かをすべきだという要求であり、クレームには、「少なくとも他者に自分の主張を聞かせる権利を持つという含みがある」(Spector and Kitsuse 1977 = 1990: 119)。申し立てられたクレームに対して示される反応は、そこで提示された主張や要求を含む相互作用の在り方を基準にして、「クレーム申し立て活動」として定義される。Spector and Kitsuse による社会問題の原点が、「何らかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」(Spector and Kitsuse 1977 = 1990: 119)におかれるのはそのためである。

ここで注意しておかなければいけないことは、「ある状態が社会問題であるというクレームの妥当性や、クレームの対象となる『客観的状态』自体についてのさまざまな問いは、研究者自身には問われず、括弧に入れたままにされる」(中河 1990: 62)ということである。つまり、「想定された

状態」そのものを記述したり、解明したり、是非を価値づける対象とするのではない。「想定された状態」に対する活動に焦点を当て、その活動が誰によってどのような形で行われるのか、をクレイムの語り手同士や、クレイムの語り手とその受け手の相互作用から描き出し、そこで申し立てられるクレイムの成立過程を検証することによって、「社会問題」を読み解く作業を行うのである。

「想定された状態」という「社会問題」を構成する「状態」への注視は、「問題とされる状態」の中身を明らかにするという点において役に立つ。「問題とされる状態」が明らかにされることによって、「児童虐待」は、「要求、苦情、不平、要請などということばと結びつけられ」(Spector and Kitsuse 1977 = 1990: 124)、「社会問題のカテゴリー」として生成される。社会問題を決定づける指標の二つ目として挙げられる「社会問題のカテゴリー」は、クレイム申し立て活動の中から始まる活動の中で、参加者がその主張を組み立てる際に使われる、重要な資源(材料)の一つ(中河 1999)である。「社会問題のカテゴリー」は、特定の価値と結びつくことによって姿を現すのであるが、「クレイム申し立ての材料としてそれひとつだけで自足しているわけではなく、ほかのさまざまなカテゴリーと結びつきを通じて織り成される『信念の網の目』の中で、その一般的なイメージを成立させる」(中河 1999: 30)のである<sup>14)</sup>。このことから考えると、「虐待」が語られる時に鍵となるカテゴリー間の相互連関に注目することが有効であろう。

Spector and Kitsuse (1977 = 1990) による「社会問題」の前提となる「想定された状態」は、いかにクレイムが申し立てられるのか、その「クレイム申し立て活動」を追い、「社会問題」としてカテゴリー化される過程を描き出すことによって、明らかにされた。「想定された状態」をさらに精緻化して分析するために、Ibarra and Kitsuse (1993 = 2000) は「問題をめぐる活動」に注目し、「想定された状態」を「状態としてのカテゴリー」に置き換えることを提案する。「状態としてのカテゴリー」とは、「社会的に規定された活動や過程の類型」であり、それらは実践のコンテキストの中で使われ、社会的現実についての意味をなす記述や評価を生み出す(Ibarra and Kitsuse 1993 = 2000)。「社会問題」を構成する要素である「社会的に規定された活動や過程の類型」は、レトリックという枠組み<sup>15)</sup>を用いることによって、クレイム申し立ての技法や構成過程を調べることに重点を置くことを可能とするのである(Ibarra and Kitsuse 1993 = 2000)。

以上のことから、クレイムが申し立てられる具体的なやりとりを実践のコンテキストに位置づけ、その中でクレイムがいかに伝えられ、維持され、成り立つのかを明らかにすることによって、「社会問題」は定義され、そのイメージが浮かぶようになるといえる。「クレイム申し立て」が位置づけられる実践のコンテキストという「場」は、クレイム申し立て者が、虐待を糾弾し、防止するために行われる様々な活動実践として現れる。しかし、クレイムが申し立てられる「場」は、実践活動を伴った「場」だけとは限らない。実践活動を通じて、「問題」を解決するために必要と思われる特定の受け手に直訴するのか、それとも「問題」であるというメッセージを伝え、不特定多数の人びとによる問題意識の共有を目指すのかによって、クレイム申し立ての「場」は異なる。このように、クレイムが申し立てられる「場」の違いに注目すると、対象として想定されるクレイムの受け手に違いが生じるのである。その違いは、「クレイムが『受け手』に伝わることを『場』とみなすか、メディア等によって『公衆の注目』を集めるところを『場』とみなすのか、という違い」(山本

1996:188)として表れる。

本稿では、いかに虐待がわれわれの関心を惹きつけるような問題として提示されるのかに注目したい。われわれが「虐待」に接するのは、メディアによる報道を通じてであることが多いと考えられるため、分析対象として新聞記事を取り上げる。具体的には、『毎日新聞』で不定期に連載された記事「殺さないで—児童虐待という犯罪—」に注目する。この連載では、虐待に対するクレームが申し立てられ、虐待を「社会問題」として理解するための試みがなされたと思われる。そこで、本稿では、連載が開始された1998年10月から、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法という）が成立した2001年5月までの記事を分析する。この記事をもとに、クレームの申し立てがいかに伝えられ、維持されるのか、その成立過程を描き出し、そこに潜む虐待に対するメッセージを読み取ることによって、どのようにして「子ども」が配置されるのかを考察したい。よって、年代を追ってメディアが虐待をどのように語っているのかを辿る（上野・野村 2003）のではなく、特定の新聞記事における、クレームの申し立てを起点とした人びとのやり取りの中で、いかに「虐待」というストーリーが展開されていくのか、を掘り下げることに主眼をおく。

ただし、本稿の目的は、虐待という問題に対して語られる一般的な理解を深めることや、解決策を探ることではない。語られる虐待の一側面を子細に追い、そこで語られる虐待問題を相対的な位置づけの一つとして捉えることによって、「虐待」を考えるきっかけとすることにある。なぜなら、語られる虐待を相対的な一つとして位置づけることは、幾重にも語られる「虐待」を対象化してみることが可能になると考えられるためである。具体的に、以下の手順にしたがい、考察を進めていきたい。

まず、虐待がいかに「問題とされる状態」として記述され、同定されるのかを検討したい。そのためには、どのようにして虐待の現実が描かれ、虐待に対するクレームが申し立てられるのか、を理解することが必要である。なぜなら、クレーム申し立て者が、虐待をクレームとして訴えるためには、自分のクレームを明確化し、他者にクレームの正当性を認めさせなければならないからである。クレームの正当性を訴えるために行われる活動には、クレームに対する価値の想定が必須となる（Spector and Kitsuse 1977 = 1990）。そこで、クレームへの価値を「虐待」に織り込み、物語として「虐待」を組み立て、クレーム申し立てを成功させる試みが行われる。その試みにおいて重要となるのは、クレーム申し立て者が、いかにクレームの受け手を配置し、クレームに対する道徳観や価値観を喚起し、クレームの受け手との相互行為を生み出していくことができるのかにある。この相互行為において、「社会問題」を構成する上で必要となるカテゴリーがどのように生み出され、それらのカテゴリー同士がいかに結びつき、虐待が「問題」として紡ぎだされていくのか、その一端を明らかにすることができるであろう。

### 3. 新聞によって構築される「児童虐待」問題

そもそも、「殺さないで—児童虐待という犯罪—」が連載されるきっかけとは何であろうか。それは、今まで大きくとりあげられることのなかった虐待事件ではみえない「現実」を、われわれの眼

前に描き出し、知らせることにある(毎日新聞児童虐待取材班 2002)。よって、起こった虐待事件をいち早く報道することや、虐待を単に事件として報道することが目的ではない。連載前に起こった虐待事件のうち、新聞で掲載された小さな記事を再度取材し直すことによって、残酷な暴力の実態という形で児童虐待の「現実」は洗い出される。それらの「現実」は「殺さないで—児童虐待という犯罪—」というテーマでくくられることによって、児童虐待に対するメッセージが付され、物語として編まれていく。そして、われわれの前に虐待の問題性の一端が姿を現すのである。虐待の問題性は、周囲(近所の人や児童相談所・福祉事務所などの公的機関)が気づいていたにもかかわらず子どもを救うことのできなかつたケースの多さや、虐待をする加害者に問題の解決の糸口を見出す見解への反省から、児童虐待の「現実」に直面している被害者としての「子ども」像を明確にする。虐待事件の被害の当事者として「子ども」を位置づけることによって、クレイムの焦点は被害者である「子ども」の悲鳴を聞くことに移され、虐待の輪郭は象られるようになるのである。

ここで象られた虐待の輪郭を明確にするために、クレイムを正当なものとするが必要となり、クレイムの受け手が組み込まれる。クレイムの受け手からのフィードバックを伝えることは、クレイムの語り手がクレイムを訴えることができたという強固な認識の獲得へと結びつき、最終的に、児童虐待防止法の成立によって、クレイム申し立て者であるメディアとしての使命・義務が遂行されたという実感・達成感へと辿り着く。

本章の論点を先取りすると上述のようになるが、連載第一回目の記事(『毎日新聞』1998.10.25朝刊, 29頁)を手がかりにして、虐待が「現実」となる過程を追っていきたい。

#### (1) 虐待「問題」という「現実」の輪郭の明確化

連載の第一回目では、まず事件の経緯が記述される。

午前8時前。気温は0度を下回り、一家が住むマンションの駐車場に雪が降り積もった。内縁の夫は、ふろ上りの「ターくん」を裸のまま地面に寝かせ、足から胸まで雪をかけていく。「写真を撮ろうよ」。母親はカメラを夫に渡し、泣かずに震えている長男の後ろでVサインをつくった。(中略)2日後、外傷性ショックでわずか6年の命は消えた。小さな遺体は、太ももや腕を中心に全身にあざがあった。

「事件」の経緯が説明された後、体罰を加えた動機を解明するために、雪をターくんにかけた理由を端緒として、裁判長・検事と、加害者である夫、妻のやりとりが載せられる<sup>9)</sup>。

検事「なんのために雪をかけたのか」

夫「自分の意見を押し通そうとするターくんに雪の冷たさを教えてあげようと思いました」

検事「写真を撮ろうと思ったのは」

妻「久しぶりに雪だったので」

(中略)

夫は雪に埋めた後、家に連れ帰り、今度は、乳首など体の5, 6ヶ所を洗濯バサミではさみそのまま夫婦でコンビニエンスストアに出かけた。

検事「どうして、そんなことをしたのか」

夫「一気飲みができなかった罰ゲームみたいなものです」

検事「なぜ止めなかったか」

妻「大したことじゃないと思っていました」

そして、体罰を加えた理由が説明される。

妻が体罰を加え始めたきっかけとして、前夫と別れて仕事を休みがちになったことがあげられる。また、「貯金も減ってきて焦りがあった」という体罰を加えるに至った理由が妻から説明されると、エステックスサロンに通っていたという事実を突きつけることで、妻が述べた体罰を加えた理由の信憑性は薄いものとして示される。

一方、夫は、体罰を加えた理由を、しつけがどのようなものかわからなかったことに起因するものとして、「(妻の)体罰をみて(しつけとは)こういうものかと思った」と述べる。さらに、タークンの双子の弟が「素直」と夫の目に映ったことによって、ターくんが「素直」な弟と比較され、「自分の意見を押し通そうとする」<sup>4)</sup>「がんこ」なターくんへの体罰は、ますますエスカレートしていき、その結果、雪の中に埋められ、死へと追いやられることになったと説明が加えられる。

事件の全貌と動機の解明は虐待の酷さを印象づけ、さらに虐待死事件に対する判決は、その酷さにもかかわらず死と引き換えになった子どもの命の軽さを想起させる。判決では「暴力は常軌を逸している」として、父親に懲役3年6月、母親に懲役2年6月が命じられた。裁判長の「暴力は常軌を逸している」という発言や、科された刑の年数から、虐待以外の殺人事件と虐待死での刑の重さの違いが比較され、虐待死での刑の軽さが問題となる。

さらに、周囲が暴力に気づいていたにも関わらず、救うことが出来なかったという記述が次のようになされることによって、命を救うことができなかった子どもの無念さが訴えられる。

目の周りに青あざができ、頭頂部が脱毛しているターくんが、スーパーの中をひとりで歩いている姿を保健婦が見かける。保健婦は虐待を疑い、福祉事務所に通報した。しかし、福祉事務所が児童相談所と協議した結果の対応は、ベランダ越しにマンションをのぞくという対策にとどまった。虐待の証拠を得られるかどうかという問題から、家庭への立ち入り調査権を行使することが困難だったためである。

事件の経緯を辿ることによって、虐待の「現実」を理解するための扉は開かれる。その理解への第一歩として、行動レベルにおいて虐待の「現実」が定義される。そして、虐待は「暴力」という名のもとにくぐられ、その輪郭を象られていく。

「暴力」という名のもとに象られる虐待は、行動レベルにおいて次のように定義される。ストレスのはけ口として、子どもの身体に危害が加えられる身体的虐待<sup>5)</sup>。身体的虐待に付随して行われて

しまう心理的虐待。扶養義務を果たそうという意識の喪失(もしくは低さ)によって生じる、子どもに十分な食事が与えられないなどといった養育・保護の放棄(ネグレクト)<sup>6)</sup>。どの虐待のケースも、これらが複数組み合わさり起こっていることが記述される。これらの「暴力」が複数組み合わさることによって、虐待の問題の発見は困難を極め、虐待の「現実」はいっそう深刻なものとして描かれる。行動レベルでの虐待の「現実」が多様な面を有するものとして提示されることによって、虐待という「暴力」の外延は拡大される。さらに、「殺さないで—児童虐待という犯罪—」というテーマの下で虐待を語ることは、虐待が「犯罪」であることをわれわれに訴え<sup>7)</sup>、虐待という「犯罪」によって失われた子どもの命を、子どもの無念さの現われとして綴ることを可能とする。こうして、子どもが「暴力」によって傷つけられているという事実を訴えるための道標は築かれていくのである。

## (2) クレームの受け手の配置

次に、ここで語られた虐待の「現実」である「暴力」を、クレームの受け手の道徳観や観念的感情を呼び起こすことによって、われわれに「問題」として主張することが必要となる。なぜなら、行動レベルにおける定義だけでは、「虐待」は「問題」とはなりえないからである。何かを「問題」とであるとクレームを申し立てる場合、その受け手が問題だと感じなければ、それは問題とはならない。ゆえに、クレームの受け手の感情へ訴えかけるという道徳レベルでの定義は必要とされ、クレームの受け手を配置しなければならないのである。では、クレームの受け手の配置はどのようにして行われるのであろうか。

ここでは、「殺さないで—児童虐待という犯罪—」の記事を教材にして行われた、ある高校での「倫理」の授業風景を取り上げ、クレームに対する反応を紹介することで、クレームの受け手の配置が試みられる。以下は、その時の授業風景を報道した記事(『毎日新聞』1998.11.4 夕刊、9頁)である。授業では、5歳の子どもが、実の母親と知人の夫婦二人によって、2日間にわたりせっかんを受け死亡した事件の新聞記事<sup>8)</sup>を基にして、「児童虐待」問題を掘り下げて考えることに主眼がおかれる。記事を読み、「暴力を加えるのが快感になった」と言った知人の夫の言葉に対する感想や考えをきっかけとして、「暴力」の残酷さに対する感想が述べられる。

「信じられない。実の母親もあんなことをしたのか。どうして助けなかったのか」「せっかんの場面が生々しい。鳥肌が立った」

さらに虐待が犯罪であることが意識され、虐待死に科された量刑の軽さについての感想へと続く。その結果、残酷な「暴力」を受けている被害者としての子ども像が浮かび上がる。

「これは大人3人による殺人じゃないのか」「母親らが傷害致死(による逮捕・起訴)というのは納得できない」

最終的に、子どもの声を聞くことのできなかつた大人の身勝手さに対する言及がなされ、死んでしまった子どもの無念さが訴えられ、残酷な「暴力」の被害者としての子ども像は、一層明確化されるのである。

「涙が出るほど悔しかった。亡くなった男の子は（逃げたいと）主張していたのに、大人は全然耳を貸さなかつた。男の子はどれほど絶望感と恐怖感にさいなまれて悔しい思いをしたのだろう。」

「(加害者の大人を)人間として恥ずかしいと思った。この子供が死んで記事となったから知るところとなったが、まだいっぱいこういうことがあると思うと恐ろしかった。」

「あまりにもひどすぎて、違う世界の話かと思った。それから怒りが次々とこみあげた。大人3人でこんな小さな命を危険にさらすなんて許せない。」

授業を通じて「児童虐待」問題について考えた高校生の意見が、上述のように集約され、事件への「怒り」の感情が喚起されたことが新聞紙上で伝えられる。連載第一回目と同様の手順を踏んで、虐待の悲惨な「現実」「実態」の再確認が授業を通じて行われることによって、「怒り」の感情は呼び起こされるのである。呼び起こされた「怒り」の感情を報道することは、クレイムの語り手とクレイムの受け手によって「問題」が共有されたことを読者に伝える。さらに「殺さないで一児童虐待という犯罪一」を読んだ読者から寄せられた虐待への「怒り」の意見を掲載<sup>9)</sup>することによって、読者への感情の喚起は促され、さらなる「問題」の共有が目指される。このことは、クレイムの語り手である新聞社が、寄せられた読者の声を「無抵抗な子供が傷付いたり死んだりしていく現状への憤りと、小さな被害者たちへの熱い思いが痛いほど伝わってきた」(『毎日新聞』1998.11.13 朝刊, 13頁)と紹介することから、理解することができる。

以上のように虐待が「問題」であることを主張するために、虐待の「現実」を規定する外的な条件の整備が行われた。まず、行動レベルにおいて虐待の「現実」が定義される。それから、道徳レベルにおいて、不特定多数のクレイムの受け手の感情を喚起するために、クレイムの受け手が配置され、虐待の「現実」はクレイムの語り手と受け手の共通認識のもとに理解される。こうして虐待は「問題」としてわれわれの眼前に横たわるのである。このように虐待を「問題」として理解するために行われる外的条件の整備は、子どもが傷つけられているという「現実」へのさらなる理解を深めるきっかけを作り出す。この理解への深化のための動機づけは、虐待という「問題」を、自分とは無関係な遠い世界で起こっている出来事ではなく、身近で起こっている出来事として位置づけ、「虐待」を直ちに解決しなければならない「問題」として方向づける役割を果たすのである。

### (3) 「問題」の解決を阻む「実態」の理解と解決策の提示

虐待という「現実」が「問題」であるという輪郭が形づくられたところで、「殺さないでという子どもの悲鳴に応えるにはどうすればいいのか」という問いを投げかける<sup>10)</sup>ことによって、「虐待」を解決するための方途を探ることに、問題の照準は移される。そのために、まず、虐待という「現実」

が生じる原因・問題点の解明が試みられる。虐待という「現実」への接近を図るために、「現場」の声が語られ、解決策を具体化するための準備が整えられるのである。

「虐待」が世代を超えて連鎖して起こる事例が紹介され、また、医者と児童相談所との関係の問題が指摘される<sup>(11)</sup>。これらの問題は、「虐待された子どもを治療して、児童相談所へ通報する」という、これまでの医者の役割では子どもを救うことができなかった「現実」への批判として取り上げられる。この批判は、児童相談所の対応を問題点の起点として、児童相談所が置かれている現状における「虐待」への対応の難しさを指摘し、解決策を導く。

問題とされる「現実」を打開するために、子どもの命を救うことが出来た事例である、民間による虐待への取り組み<sup>(12)</sup>や、児童相談所と関係機関(医者・保健婦・学校・警察・福祉事務所など)の連携による取り組みが紹介される。これらの事例によって、「虐待」を第一に発見する立場にある医者の役割が見直され、児童相談所と医者との関係の再構築が提案されるのである。さらに、児童相談所への批判記事に対する児童相談所の反応(クレーム)<sup>(13)</sup>は、問題解決のための論点を児童相談所に絞りこませる。そして、児童相談所のあり方をつぶさにみることによって、「虐待」の問題点の一端は語られ、解決への突破口は開かれていく。

ここでも虐待の「現実」の問題点をクレームの受け手と共有するための作業として、読者の「反響」が紹介される<sup>(14)</sup>。虐待の「現実」が、「暴力」を起点として定義されることによって把握された時と同様に、クレームの語り手によって主張された、虐待という「現実」の問題点と解決策の再確認が行われるのである。具体的には、子育て支援に取り組む行政の問題と理解の深化、児童相談所への積極的な子ども保護の要求、子育てに悩む人々を支えるための体制作り、子どもを預ける駆け込み寺の必要性、虐待を目の当たりにしている現場の声を聞くことの重要性などが訴えられる。これらの読者の「反響」は、身近な私たちに何が出来るのかを考えるきっかけをうかがわせるものとして、位置づけられるのである。

先述したように、児童相談所の対応について、その問題点を指摘し改善を訴えることで、解決策が試みられた。しかし、依然として児童相談所の対応が立ち遅れていることが指摘され、虐待という「問題」の解決を目的とし、再度、児童相談所の「実態」が報告される。現場での「実態」を報告することは、児童相談所による「虐待」されている子どもの保護をめぐる問題点を抽出する。一時保護所や児童養護施設で収容できる子どもの人数に限界があることから、虐待された子どもの行き場がないという現状が説明される<sup>(15)</sup>。さらに、子どもの救いを求める声にもかかわらず、子どもを保護することができないという「現実」と、子どもが親をかばって(または口止めされて)、虐待されていることを語るができないという「事実」が照応されることによって、問題が解決できていない「実態」が報告されるのである<sup>(16)</sup>。

また、「虐待」を何度も学校や保育園や警察が通報したにも関わらず保護に至るまでに要した時間の長さの問題は、子どもの悲鳴に答えられていないことを強調する<sup>(17)</sup>。このような児童相談所の対応の不備は、厚生省(当時、以下同じ)の体制に、その原因が求められ、司法機関による虐待事件の扱いがより重大な犯罪として認識されているという事実と対比されることによって、より際立った問題として浮かびあがっていく<sup>(18)</sup>。そして、効果的な法律の盾の必要性が訴えられるのである。

#### (4) 虐待という「問題」の解決に向けられた「変化」の兆し

最終段階では、クレームの語り手による主張が、問題を解決するために社会の後押しをしたという実感として結ばれる。

ここでは、虐待という「問題」をめぐる解決に向けた「変化」に焦点が当てられる。この「変化」をもたらした成果は、児童虐待防止法の成立に見出される。なぜなら、児童虐待防止法には「児童虐待に対する関心の高まりから、教師や医師などの専門職に虐待を早期に発見する努力義務、児童相談所に警察からの援助を促す規定が盛り込」(『毎日新聞』2000.5.22 朝刊, 31頁) まれることになったからである。さらに、「家庭内への警察の介入には抵抗感も根強いが、強制力を伴う捜査権が子供を守る“即効薬”になるケースが多い」(『毎日新聞』2000.5.22 朝刊, 31頁) という未来への兆しは、虐待という「問題」の解決に向けた明るい一歩を照らし出す。児童虐待防止法の成立は、「虐待」が社会全体の問題として共有されたことを裏づけ、子どもを救い出すための準備が整えられたことを確認することができるのである。

では、「虐待を早期に発見する努力義務」を遂行するために、どのような案が提示されるのであろうか。それは、「児童虐待」を通報する義務の重要性を唱えることで、目的を達成するための一歩が示される。身近な人間が通報をし、通報を受けた警察・児童相談所が子どもを守るために、「介入する」「援助する」ことの必要性が訴えられる。「子どもを救いたい」という一心の思いからの通報は、加害者の「逮捕されたことによって、子どもを殺さずにすんだ」という供述から、犯罪の手前で「加害者」をも救うことができるという確信として伝えられる<sup>(19)</sup>。結果として、「通報すること」は「被害者」と「加害者」の双方を救うことができるという二重の利点が含まれ、通報義務を徹底することの重要性が説かれるのである。

また、虐待に対する社会的な関心の高揚による通報の「増加」への対処法として、警察による虐待に対する独自の相談機関・チームの開設・設置<sup>(20)</sup>や、児童相談所の「虐待」への介入を円滑にすることを目的とした行政機関との連携<sup>(21)</sup>、行政の職員の人員確保や体制の整備<sup>(22)</sup>などの事例が紹介される。

最後に、連載の最初に掲載したターくんの事例を振り返り、ターくんの記憶が薄れていかないように、「殺さないで」というたくさんの子どもたちの叫びに耳を澄ましていきたいという決意表明<sup>(23)</sup>によって、連載は一旦幕を閉じる。

しかし、いくら「虐待問題」を解決する兆しが見えてきたとはいっても、まだ「問題」を解決するための道のりは遠い。「子ども」を救い出すための救世主である児童虐待防止法が施行されて一年が立った時に、「児童虐待に対する国民の関心が高まり、埋もれている虐待被害が児童相談所に通告されるようになった。だが、小さなすき間から幼い命がすり抜けていく。」という「もどかしい現実」の存在(『毎日新聞』2000.10.30 朝刊, 28頁)は、このことを示唆する<sup>(24)</sup>。そして、いまもなお「問題」を解決しなければならない状態が続いていることが、訴えられるのである。さらに、これまでの連載を整理しなおし、連載のタイトルがつけられた『殺さないで—児童虐待という犯罪—』という本が出版されたことは、次のことを意味する。すなわち、われわれに虐待の「現実」「問題」

「解決」を訴え続け、「子どもという弱いものを守るための抑止力」として、大家族や地域社会などに代わる新しい倫理規範を見出していくという新たな目的を掲げることの必要性が確認されるのである(毎日新聞児童虐待取材班 2002)。

#### 4. 「虐待問題」における「子ども」の配置

前章で考察した「虐待問題」が構成される過程を踏まえて、いかに「虐待問題」において「子ども」が配置されるのかを、今一度整理をして考えてみたい。

そもそも、何を伝えることが目的であったのだろうか。それは、「殺さないで一児童虐待という犯罪—」というタイトルを付すことによって、「助けを求める子どもの悲痛な叫び声」に応えることであった。「助けを求める子どもの悲痛な叫び声」にええられていないという「現実」は、「問題」の「被害者」の当事者としての子どもの存在をうかがわせる。そうすると、「子どもが叫び声をあげる」に至った背景として、その「加害者」である大人(特に直接的な加害者として親が想定される)の存在も必然的に浮き彫りとなる。「虐待問題」は、問題の当事者(加害者、被害者)によってなされるのではなく、第三者によって被害者、加害者という当事者が明確化され、当事者たちが気づいていない「問題」として顕在化するのである。「問題」を顕在化する意図は、愛情を基盤とした関係の下に、「子ども」と「大人」を位置づけることにあるのではないかと考えられる。では、なぜこのような過程が生じると考えられるのか、確認していきたい。

クレイムの語り手による「暴力」を起点とした虐待という「現実」の描写は、親によって振られる「暴力」から子どもを切り離す。「暴力」からの子どもの分離は、「暴力」の残酷さという「現実」の主張に裏打ちされた。このように、「現実」のひどさが提示されることによって、クレイムの受け手の感情は揺さぶられ、不特定多数による道徳的価値観に基づいた「現実」の共有を可能とするのである。そして、「現実」のひどさの共有は、「子ども」を救うために解決しなければならない「問題」となり、そのための策が模索される。

「問題」を解決するにあたり、「子ども」と「大人」の関係が再考される。ここで、「助けを求める子どもたちの悲痛な叫び声」に応える、というスローガンが重要な役割を果たす。このスローガンは、問題の被害者の「当事者」である「子ども」による意見表明という形態をとることによって、クレイムの語り手を「メディア」から「子ども」に転換させるのである。「問題の語り手」として位置づけられた「子ども」は、「問題の主演」としての地位を獲得する。「問題の語り手」である「子ども」の訴えに応えられるように、「問題」を解決するための対処法を示すことで、「子ども」への関わり方の道標は築かれるのである。「児童虐待防止法」の成立は、「問題」を解決するための対象となる行為を明確にし、身近なわれわれにもできること、しなければならないことを提案することで、より具体的な関わり方を示す。「子どもへの具体的な関わり」は、親に会いたいと願う子どもの気持ちが届くように<sup>(25)</sup>、愛情を基盤とした関係下に、「子ども」と「大人」を位置づけるための道すじとして示されるのである。

愛情に基づいた子どもと大人の情緒的関係の構築という理想は、子どもを愛することに新たな意

味を付与し、価値を呼び寄せる（本田 1993）。すなわち、世話をすることが愛情の発露に、保護と養育の放棄が嗜好的な欲情の発露へと位置づけられ、情緒的關係は正負の關係に二分されるのである（本田 1993）。世話と愛情との不可分な關係は、愛情ぐるみの世話を価値とし、他方、世話と愛情とが可分される關係は、虐待として浮上した具体的行為だけを指弾の対象とする（本田 1993）。

虐待をする（もしくは、するかもしれない）加害者を救い出すために必要とされる加害者への共感<sup>20</sup>は、眼前にある「虐待」を解決するために、また「虐待」を未然に防止するためにとられる実践的処方箋として使用される。この処方箋の効果は、加害者である大人（多くは親）と被害者である子どもとを、世話と愛情との不可分な關係に再編することによって表れる。

世話と愛情とを基盤とした關係の下に「子ども」を配置するには、「問題」とされる状態を糾弾し、その具体的行為に修正を施すことで、クレイムの語り手が思い浮かべる理想的な状態に「子ども」を戻すという作業が必要であった。そのためには、「問題」の渦中におかれ苦しんでいる「殺さないで」という「子どもの声」は必須である。「子どもが自ら助けを求める叫び声をあげている」というスローガンを掲げることで、「問題の主演」である被害者としての「子ども」の顔が見えるようになる。問題の主演となった「被害者である子ども」による訴えは、「加害者」の問題行動への変化を促し、「被害者」と「加害者」との關係を再編へと導く。こうして、「子ども」と「大人」の關係が愛情を基盤とした關係に再編されることによって、「子ども」は救われ、「助けを求める子どもたちの悲痛な叫び声」に応えるという目的は達成されるのである。

## 5. おわりに

虐待はクレイムとして申し立てられることによって、その「現実」「実態」が描かれ、われわれの前に「問題」として姿を現す。クレイムの語り手が異なれば、虐待の問題の定義の仕方、焦点の当て方に違いが生じ、虐待という「現実」「実態」は多様な面を現すであろう。その「現実」や「実態」が「問題」として判断された時、クレイムの語り手たちが主張する「虐待問題」が共通認識となると、その「問題」は「重要な問題」として定義される。一方、ある語り手によって示された「問題」に対抗するクレイムが出現すると、「虐待」に対して異なった側面に光が当てられ、別の「現実」「実態」が紡ぎだされ、新たな虐待の「問題」が浮かび上がることもあるだろう。

「現実」「実態」として現れる虐待は、唯一無二のものとしてではなく、人々によって定義されることで幾重にもその様相を変え、われわれに迫ってくる。われわれの目の前にある「実態」は、虐待の一側面にすぎず、その都度、解決策を異にすることもあるであろう。また、問題とされている虐待の「現実」への関心の高まりは、対処しなければいけない「虐待問題」の件数が増大するという事実を産み出し、扱うことができなかつた〈虐待〉は、問題として扱われた「虐待」からこぼれ落ち、〈隠れた問題〉として浮上してこないことを意味する<sup>21</sup>。ここで産出された〈隠れた問題〉が認知されるかどうかは、「問題の語り」をめぐる実践の場と出会うことができるかどうかによって決定される。もし出会うことができなければ、なぜ「問題の語り」が周縁化され、「構築」されないのかということが、新たな「問題」として関心の対象となりうる。さらに、問題とされないこ

とによって「生きづらさ」<sup>(28)</sup>(草柳 2004)を感じる人びとが声を上げ、「問題の語り」と出会うことができれば、その「生きづらさ」は「問題」として浮上するであろう。「問題の語り」が脚光を浴びると、そこで語られた「問題」はわれわれにとってどうにかしなければならない「問題」として扱われ、以前とは異なった「現実」への注視が要請されるのである。

このような混沌とした「現実」の中に身を潜める虐待は、「現実」に対するクレイムの語り手によって、それぞれの「現実」を構成するために必要とされる登場人物の配置や、演出方法等に工夫が施され、一つの物語が組み立てられ、展開される。そうであるならば、「現実」に対する光の当て方が変わることで、現在「問題」の被害者として主役の座に位置する「子ども」に与えられている役割にも、変化が生じる可能性があると考えられるのである。「現実」を対象化することによって、「現実」とされている事象を注意深く見極め、何が「問題」とされているのか、そして何を「解決」しなければならないのか、その背後にある意図を析出し、「現実」への対応について検討していくことが必要であろう。そうすることによって、われわれが子どもとどのような関係を築こうとしているのか、一瞥することが出来るのではないだろうか。

(いわかわ・こうじ 社会福祉学科)

#### 注

- (1)児童虐待という「問題」の内容や性状は、「無垢(白紙)」や「愛情の対象」、「判断力が不十分」「保護監督すべきもの」「教育の対象」「社会の将来を担うもの」といった「子ども」(およびその対照カテゴリーとしての「おとな」)についての種々の一般的な了解を“地”にしてその姿を現す(中河 1999)。
- (2)具体的には、レトリックの慣用語、対抗レトリック、モチーフ、クレイム申し立てのスタイルという四つの区別された次元からアプローチされる。レトリックの慣用語を例に挙げると、何らかの客体の価値が貶められているという事態への抗議に関わる「喪失のレトリック」、不正や自由の抑圧とされる状態への抗議である「権利のレトリック」や、健康や人びとの身体を脅かすおそれがある状態への抗議である「危険へのレトリック」から、特定の筋道にそったクレイムの組み立てが手助けされる(Ibarra and Kitsuse 1993 = 2000)。
- (3)『殺さないで—児童虐待という犯罪—』(毎日新聞児童虐待取材班 2002)では、裁判長・検事と夫・妻のやり取りが詳細に記述される。
- (4)ふろに入れたターくんが約束の300を数えないで、「外に出たい」と言ったことが発端となった(『毎日新聞』1998.10.25 朝刊, 29頁)。
- (5)『毎日新聞』1998.10.25 朝刊, 29頁, 『毎日新聞』1998.10.26 朝刊, 30頁。
- (6)『毎日新聞』1998.10.31 朝刊, 28頁。
- (7)『殺さないで—児童虐待という犯罪—』というテーマを設定し虐待を語ることは、その犯罪性を強調することを主旨とするものではない(毎日新聞児童虐待取材班 2002)とはいうものの、犯罪であることを認識するための手立てとしてテーマは設けられていると思われる。

- (8)『毎日新聞』1998.10.26 朝刊, 30頁。
- (9)『毎日新聞』1998.11.13 朝刊, 13頁。
- (10)『毎日新聞』1999.6.7 朝刊, 27頁。
- (11)『毎日新聞』1999.5.7 朝刊, 26頁。
- (12)『毎日新聞』1999.5.8 朝刊, 26頁, 『毎日新聞』1999.6.9 朝刊, 26頁。
- (13)『毎日新聞』1999.6.8 朝刊, 26頁。
- (14)『毎日新聞』1999.11.30 朝刊, 28頁。
- (15)『毎日新聞』2000.3.7 朝刊, 30頁。
- (16)『毎日新聞』2000.3.6 朝刊, 30頁。
- (17)『毎日新聞』2000.3.5 朝刊, 31頁, 『毎日新聞』2000.3.6 朝刊, 30頁。
- (18)『毎日新聞』2000.3.8 朝刊, 30頁。
- (19)『毎日新聞』2000.5.22 朝刊, 31頁。また, 加害者の再犯を防ぐための手段として, 加害者への共感についての言及がなされる (『毎日新聞』2000.5.27 朝刊, 30頁)。
- (20)『毎日新聞』2000.5.22 朝刊, 31頁。
- (21)埼玉県朝霞市による児童相談所と民生委員, 児童委員, 幼稚園連合会, 社会福祉協議会, 警察などによるネットワーク作り (『毎日新聞』2000.5.23 朝刊, 28頁) や, 東京都が設置した「児童虐待対策課」と児童相談所との連携による虐待を見逃さないための取り組み (『毎日新聞』2000.5.26 朝刊, 28頁) が紹介される。
- (22)虐待を受けた子どもの傷を癒すセラピストの不足や, セラピスト (心理職員) を配置するための予算の問題が挙げられる (『毎日新聞』2000.5.29 朝刊, 30頁)。
- (23)『毎日新聞』2000.5.29 朝刊, 30頁。
- (24)「虐待問題」が解決されていないという「もどかしい現実」は5回にわたり報告される (『毎日新聞』2001.10.31 朝刊, 28頁, 『毎日新聞』2001.11.1 朝刊, 30頁, 『毎日新聞』2001.11.2 朝刊, 26頁, 『毎日新聞』2001.11.3 朝刊, 28頁, 『毎日新聞』2001.11.4 朝刊, 26頁)
- (25)虐待されたにも関わらず, 虐待された親, 虐待をしていない親に会いたいと願う子どもの気持ちが届いていないこと (『毎日新聞』2000.3.10 朝刊, 30頁) や, 事件から浮かんでくる家族のすさんだ風景を集めた詩集が出されること (『毎日新聞』2000.3.11 朝刊, 30頁) が伝えられる。
- (26)『毎日新聞』2000.5.27 朝刊, 30頁
- (27)「なぜ虐待は減らないのか」という疑問に対して, 「対応すればするほど埋もれている被害が浮かび上がる」と答えた児童相談所職員の言葉や (『毎日新聞』1999.6.8 朝刊, 26頁), 「埋もれてしまった虐待はいくつもあるはず。まじめにやればやるほど, この仕事は怖くなる」と語った児童福祉司の言葉 (『毎日新聞』1999.11.18 朝刊, 26頁) などから, 理解することができる。
- (28)草柳 (2004) による「生きづらさ」とは, 個人が, よりよく, 快適に, 楽しく生きたいと願うにも関わらず, その願いが許容されない時に感じる「生きづらさ」を意味する。その個人の「生きづらさ」は, 社会秩序の変化を阻む過程, いわば「社会問題」として構成されない過程に目を向けることで光が当てられる。なかでも, とりわけ否定の力にさらされやすい「生きづらさ」であ

る「曖昧な生きづらさ」に注目し、「曖昧な生きづらさ」と社会との関係に問いが投げかけられる。

#### 参考文献

- Best, J, 1987, "Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem." *Social Problems* 34: 101-121; 足立重和訳, 2000「クレイム申し立てのなかのレトリック—行方不明になった子どもという問題の構築—」平英美, 中河伸俊編『構築主義の社会学—論争と議論のエスノグラフィー—』世界思想社 148-192.
- 草柳千早, 2004, 『「曖昧な生きづらさ」と社会—クレイム申し立ての社会学—』世界思想社.
- 本田和子, 1993, 「『小ささ』の発見と, 書き込まれたその『意味』—愛撫と虐待の両義性—」『Imago』青土社 106-111.
- Ibarra, P. R. and J. I. Kitsuse, 1993, "Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems," J. A. Holstein & G. Miller (eds), *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, Aldine de Gruyter, 25-58. 中河伸俊訳, 2000「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素—相互作用論の立場からの社会問題研究のための一提案—」平英美, 中河伸俊編『構築主義の社会学—論争と議論のエスノグラフィー—』世界思想社 46-104.
- 毎日新聞児童虐待取材班, 2002, 『殺さないで—児童虐待という犯罪—』中央法規出版.
- 中河伸俊, 1990, 「クレイム申し立ての社会学—構築主義の社会問題論の構成と展開(上)—」『富山大学教養部紀要(人文・社会科学篇)』22巻2号 57-73.
- , 1991, 「クレイム申し立ての社会学—構築主義の社会問題論の構成と展開(下)—」『富山大学教養部紀要(人文・社会科学篇)』23巻2号 49-79.
- , 1993, 「社会問題ゲームと研究者のゲーム—『社会問題』と『逸脱』へのコンストラクショニスト・アプローチの諸課題—」『富山大学教養部紀要(人文・社会科学篇)』25巻2号 57-81.
- , 1999, 『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開—』世界思想社.
- Spector, M. and J. I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*. MenloPark, CA: Cummings; 村上直之, 中河伸俊, 鮎川潤, 森俊太訳, 1990『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—』マルジュ社.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築—捕獲される家族—』世界思想社.
- 山本功, 1996, 「社会問題の『場』: クレイムとアリーナ」現代社会理論研究会編『現代社会理論研究6』181-192.

## The “child” positioned in the “child abuse” problem — Analyzing the articles “Don’t Kill Children” in the Mainichi Newspapers —

Koji Iwakawa

The purpose of this paper is to investigate how the “child” is positioned, by illustrating a process in which child abuse is identified as a “social problem.” The articles of a newspaper featuring “child abuse” are adopted as the subject. Especially, the concepts of “claims-making activities” and the “social problem category” are paid attention to.

The state in which child abuse is identified as a “problem” is generated by claims-making activities. Whether the claims-maker succeeds in his claims-making depends on whether the problem is shared between the claims-maker and the receivers of it. First, for that reason, the claims-maker clarifies the outline of “reality,” and makes the cruelty of the “reality” stand out. Then, the claims-maker rouses moral emotions of the receivers, and tries to share “reality.” Once the “reality” is shared, the claims-maker presents the “reality” as a “problem” that should be solved, and positions the “child” as the victim of the “problem.” Getting the position of the “victim,” the “child” is tried to be released from the “victim,” captured in reorganization of the relation to the “assailant.” However, while the “problem” of child abuse is unsolved, the “problem” keeps being presented toward to “solution,” and consequently the position of the “child” as the “victim” becomes firm.

Key Word: child abuse, claims-making, social problems, the “child”